

子母発0322第1号
令和5年3月22日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について

乳幼児に対する健康診査の実施に必要な健康診査受診票等については、平成10年4月8日児母発第29号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」（以下「通知」という。）においてお示ししているところですが、先般、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第172号）が公布され、

- ・ 3・4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査における胸囲並びに3歳児健康診査における頭囲については、測定の根拠に乏しいことから、記録欄を削除するとともに、
- ・ 3歳児健康診査の記録欄に、屈折検査に係る欄を新設する

等の見直しが行われたところです。

今般、当該見直しを踏まえ、通知の別添5を別紙のとおり改め、令和5年4月1日から適用することとしましたので、管内市町村、関係団体等に対する周知を徹底いただくとともに、本通知の内容を参考にし、乳幼児に対する健康診査が適正かつ円滑な実施を図られるよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、上記の省令改正に伴うデータ標準レイアウト「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号86）の取扱い等については、「乳幼児健康診査の見直しに伴う留意事項について」（令和5年1月26日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）を御参照ください。